

平成 28 年 2 月 4 日

各 位

小 浜 市

「平成 28 年度設計業務委託等技術者単価について」の運用に係る特例措置について

このことについて、下記のとおり特別措置を行うので通知する。

## 記

### 1、措置の内容

平成 28 年 2 月から適用する設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）の決定に伴い 2 に定める建設コンサルタント業務等の受注は、公共土木設計業務等委託契約約款第 47 条に基づく請負代金の変更の協議ができることとする。

### 2、具体的な取扱い

平成 28 年 2 月 1 日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務等のうち、旧技術者単価を摘要して設計額を積算しているものについては、次の方式により算出された業務委託料に変更契約を行う。

変更後の業務委託料 =  $P_{\text{新}} \times k$

この式において、 $P_{\text{新}}$  および  $k$  は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$  : 新技術者単価および当初契約時点の物価（※）により積算された設計額

$k$  : 当初契約の請負率